

市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録

1. 開催日 令和8年8月19日
2. 場所 全員協議会室
3. 出席者 百上真奈、赤堀久実、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親
上田宗久、中岡久徳
4. 欠席者 なし
5. 委員外議員 浅川友和、内原篤、山口康子
6. 理事者 なし
7. 証人 福岡地域力創造部長、中西財務部長、葛原監査委員事務局長
8. 事務局 城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
久保議事課主幹
9. 案件 1 証人への尋問
2 その他
10. 会議の次第

(午前10時 開会)

委員長（百上真奈君）

ただいまより、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開会いたします。

ただいままでの出席委員数は8名、会議は成立しました。

会議録署名委員に森中委員をお願いします。

本日の事項は、1「証人への尋問」、2「その他」です。

なお、前回の委員会で決定された記録の資料請求を8月6日にいたしました。

令和6年11月1日から令和7年3月31日までの旧ふれあいプラザにかかる協議に関する録音記録は8月7日に、同じく議事録（会議メモを含む）及び法人Bへの送付文書については、8月14日に提出がありましたので、サイドボックスに掲載しております。ご確認ください。

また、議事に入る前に委員長から提案をいたします。

各証人からの的確な証言を得ること及び証人が証言しやすい環境を整える観点から、本委員会における証人尋問中の報道関係者による写真撮影は許可しないこととしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ご異議ないようですので、報道関係者の方は、証人尋問中は写真撮影を御遠慮ください。ただし証人の宣誓までの間につきましては、写真撮影を可能とします。

では、第1項「証人への尋問」を議題とします。

本日は3名の方に証人尋問を行います。

まずは、地域力創造部長、午前11時から財務部長、それから昼休憩を挟みまして、午後1時から、監査委員事務局長に証言を求めることとしております。

それでは、証人お入りください。

(証人 入室)

委員長（百上真奈君）

お座りください。

証人におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

1、証言が証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。

2、公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人が証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただかなくてはなりませんが、証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長（百上真奈君）

証人、宣誓書の朗読をお願いします。

証人（福岡地域力創造部長）

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月19日、福岡秀明。

(証人 署名・押印)

委員長（百上真奈君）

では、皆さまご着席ください。

では、これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

この際委員の皆さまに申し上げます。

まず、委員長から総括尋問を行い、その後各委員から総括質問以外の事項について尋問していただきます。

尋問に当たっては、個人の氏名及び法人の名称の発言には特段ご注意ください。また、尋問時間は、証人一人当たり60分間以内としておりますので、尋問は簡潔・明瞭をお願いします。併せて、不規則発言、議事進行を妨げるような発言のないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、証人への尋問を開始します。

事前に回答書をいただいておりますので、確認させていただきます。

氏名、福岡秀明。生年月日、昭和43年1月25日。採用年月日・職種、平成2年4月1日採用、事務職。令和6年12月26日本件発生当時の所属及び役職、財務部長。申立人職員Aとの職務上の関係、上

司。座席の位置関係、申立人の1メートル後方。本件発生時は在席。
申立人職員A及び市長との姻戚関係の有無、双方無し。

以上について、全て相違ありませんか。

証人（福岡地域力創造部長）

相違ございません。

委員長（百上真奈君）

それでは、続けて伺います。

令和6年12月26日（木）午前8時40分頃に当時の資産経営課長が
電話を切った後、どのような話をしましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

電話を切った後ですね私の方に振り向いて、市長から電話があった
ということで、その中では「法人Bと契約解除をせよ」ということ
と、それから、「できないなら異動届を書け」ということを、言われ
たと。これはパワハラではないのかという発言がありました。

ちょっと回答書をお渡しさせていただいているのですけれども、私が
書いた文言語尾とかそういったところが、発言の中で心配にもなりま
すので、私がお提出させていただいた回答書を見ながら発言させてい
ただいても問題ないでしょうか。

委員長（百上真奈君）

いや、それは認めません。

ただ、この回答書については、資料としてこちらの方では採用させ
ていただいておりますので、そのようにご理解ください。

ここでは、記憶に基づいて、記憶のままでお話いただければいいで
す。併せて回答書を資料とさせていただきます。

では証人。

証人（福岡地域力創造部長）

電話の後、報告があったということで、そういう発言がありました
ので、それについて内容を聞き取ったというところでございます。

委員長（百上真奈君）

今私は8時40分ごろの電話の話を聞きました。

それでは次に、同じく12月26日8時45分ごろ、市長が資産経営
課に来たことを目撃しましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、目撃しました。

委員長（百上真奈君）

市長が大きな声で話をしていましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、していました。

委員長（百上真奈君）

資産経営課長と市長とのやりとりはどのような内容でしたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

まず、電話での報告を聞いているときにですね、市長が資産経営課のカウンターに来られました。大きな声で「資産経営課長」ということで、カウンターからおっしゃられましたので、その聞いていた内容では「なぜできないんですか」とおっしゃられたと思います。資産経営課長は「こういったことはできない」ということを発言されていたのに対して、市長は「異動届を書いてください」ということを発言されたと思います。

委員長（百上真奈君）

同じく 8 時 45 分のことについてお伺いしますが、エレベーター付近で、市長が旧ふれあいプラザの契約解除について、そこでも話をされて「いい加減なことばかりして、こちらが指示したことをしないからや」「4 年間何もしないで」と、これは申立書に記述されていたことですので、このような話を聞きましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、聞きました。

委員長（百上真奈君）

資産経営課長と市長との仲裁にあなたは入りましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、入りました。

委員長（百上真奈君）

仲裁に入った後、あなたはどうされましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

双方が大きな声で、言い合いをしかけましたので、やはりこれは止めなければならないと思いまして、ちょっとここではというような感

じで、双方を止めたと記憶しております。

委員長（百上真奈君）

では、引き続き報告内容の確認等について質問していきますけれども、資産経営課長から、詳細についてどのような報告がありましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

まず電話での話は先ほど申し上げたように、以前から市長から「社員Cを辞めさせられないか」とか「法人Bとの契約を解除できないか」ということを言われていたと。

今回のその電話で「なぜできないんですか」ということを言われ、「それができないなら異動届を書いてください」ということを言われたと、いうことがまず、電話での内容です。

それで、資産経営課長本人としては、やはりこれはもうパワハラに当たるのではないかということで、立腹もしていたところなのですが、その後すぐ市長がカウンターに来られたので「資産経営課長」と大きな声で呼ばれて、それに対応するためにカウンターへ資産経営課長は参りました。

そこでの内容は、やはり同じことの繰り返しで「なぜできないんですか」ということを言って、カウンターでも「異動届を書いてください」ということをおっしゃられましたので、朝の時間帯は他の職員が公用車を借りに来る時間帯でもありますので、複数名いたと思いますが、双方が大きな声で話していたこともありましたので、エレベーターホールの方へ誘導させていただいたところです。

委員長（百上真奈君）

資産経営課長からはそのような報告があったということで、今お答えがあったと思うのですが、それで、法務統括監への相談はされましたか。されたのならばいつされましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

法務統括監への報告といいますか相談を、12月26日の午後からだったと思うのですが行いました。

委員長（百上真奈君）

副市長への報告はいつされたのか。もしされたのならば、どのような形でされたのか、例えば口頭とか文書とかあると思うのですが、お答えください。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

まず、その報告を当日 26 日の朝、市長との話が終わった後、資産経営課長に事情を聞き取りまして、その内容を文書にまとめて私に報告するように申し伝えました。

その報告があったのが、26 日の午前中だったと思います。それを受けて年末も押し迫っていましたので、やはり早く相談しなければならぬと、上司もおりますので、そういったところにも報告はしなければならないと思い、26 日の午後に別件でも法務統括監に相談をする予定でありましたので、そのところで、こういった案件があるのですけれど、ということでその報告書を法務統括監に見せて、意見を聞いたところでございます。

副市長には、法務統括監の意見を聞いた内容を、私は報告書に追記いたしまして、翌日 27 日のおそらく午前 10 時ぐらいだったと思いますが、急遽アポイントメントを取らせていただいて、副市長に書面でお渡しして、こういう事実があったということで、市長は特別職なので、職員のように懲戒分限の委員会であったりですね、そういった組織がないし、普通になかなかできないようなことであると。

ただ、やはり職員の人権といいますか、パワーハラスメントと考えられる事案があるので、人事課でやっぱり動いてもらうべきではないかということを進言した覚えがございます。

委員長（百上真奈君）

その時、副市長から指示がありましたか。もし何か指示があったのなら、どのように、その指示の内容に対してどのようにされたのか。お答えください。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

その時は、私が報告した後「こういうことがよくあるんや、他でもやられているんやと。」というような発言がございました。それだけでございます。

一切それから、最近までそういった話はございませんでした。

委員長（百上真奈君）

また、ハラスメント担当部局の人事課ですね、証人は人事課には報告されましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

副市長から人事担当部署にお話いただく案件だと思いますので、その旨をそのときに申し上げたつもりでございます。

委員長（百上真奈君）

引き続き、市長指示の内容について確認ですけれども、市長との協議の中で、旧ふれあいプラザの件について、法人Bが社員Cを雇っていることについて、会社として信用できないから契約を解除するように資産経営課長に指示しているのを聞いたことがありますか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、ございます。

委員長（百上真奈君）

市長との協議の中で、社員Cを解雇するように法人Bに伝えるよう、資産経営課長に指示しているのを聞いたことはありますか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、ございます。

委員長（百上真奈君）

資産経営課長が、法人Bに社員Cを解雇するように伝えたとの報告がありましたか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、ございました。

委員長（百上真奈君）

行政が民間企業に対し、社員の解雇を求めることは正当な業務だと思いますか。

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

思いません。

委員長（百上真奈君）

では、私からの総括質問については以上で終了いたします。
続いて各委員から総括尋問以外の尋問をお願いいたします。
福村委員。

委員（福村教親君）

おはようございます。
本日はありがとうございます。

委員長から総括質問がございましたので、なるべく重複しないように質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

部長は、市長がカウンターに来られて、もめごとが始まりまして、お二人をエレベーター付近に移動させたということですが、その理由を再度お願いできますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

その理由というのは、まず、やはり市長が大きな声でしゃべっている「なぜできないんですか」とか「異動届を書いてください」ということを、また、資産経営課長については「それはパワハラに当たりますよ」という発言を大きな声でしていたということがございますので、先ほど申し上げたように、複数名の職員が近くにおりましたし、内容が内容でしたので、やはりこれは少し場所を変えて、お話いただいたほうがいいかということで誘導させていただきました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

エレベーター付近に移動した後、お互いに暴力行為等はございましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

ございませんでした。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

資産経営課長から提出された報告書について、法務統括監に内容を確認されましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

しました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

そこで、市長の発言が、もし完全に適正な人事上の指示だと判断したなら、部長は法務統括監に相談するということはなかったですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

ございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

ということは、法務統括監に確認したということは、あなた自身だけでは判断せずに、法的、制度的な観点から確認する必要があると部長は考えたのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

その通りでございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

法務統括監からその意見を聞いた上で、その内容を報告書に追記をしましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

委員（福村教親君）

しました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

副市長との面会についてですが、副市長への報告は部長自身の判断で行われましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、資産経営課長と当時の財務部次長にも、こういうことで報告するということが報告を行いました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

ということは、この件については、課内だけで処理するだけではなく、部長から副市長まで報告する必要があると判断したということでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、やはりこれは重要な問題だと考えております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

先ほどもちょっとありました、副市長への報告の時に、副市長から「こういうことがよくあるんや、他でもやられているんやと。」というような趣旨の発言があったことは間違いございませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

間違いございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その発言を聞いて、この件が資産経営課長だけの問題ではない可能性を含んでいると感じましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

感じました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長から職員に直接「異動希望を書け」と言われれば、その職員が人事上の圧力を感じる可能性があると感じますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

感じます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その時、資産経営課長が市長の要求に従わなければ、資産経営課長は自分が異動させられると受けとめる可能性はあると考えますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

その通りでございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

部長は、当時資産経営課長が市長とのやりとりについて、強い不安、困惑、怒りを感じていたと思いますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

そういう怒りを感じていたと感じております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

申立書にございました、令和6年11月から12月中旬にかけて、旧ふれあいプラザ買い戻しの件の協議の中で、社員Cを雇っている会社を信用できないから法人Bとの契約解除ができないか。との趣旨の話があったのは間違いありませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

間違いございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

部長自身に対して、また別の協議の中で、市長から社員Cを辞めさせられないかという趣旨の発言はありましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

ございました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

部長は、民間企業の社員Cを市長の意向だけで辞めさせることはできないと回答しましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

しました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

それでも市長から同様の趣旨の話が繰り返され、言動が繰り返されましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

その通りでございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長は、法人Bとの契約解除を求め、その理由として社員Cを辞めさせることを求めた後に、資産経営課長に「異動希望届を書け」という発言があったという流れで理解してよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

社員Cを辞めさせろという発言の後に、異動届を書けということです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

そろそろまとめてください。他の委員の尋問がありますので。

委員（福村教親君）

最後にしますね。

部長は、当時、市長の「異動希望届を書け」という発言に対し資産経営課長に対する人事上、心理上の圧力になり得る発言だと認識していたと思います。通常の業務のやりとりではないと考えたため、法務統括監への確認、副市長への報告まで行ったとの理解でよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

その通りです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

終わります。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

重なる部分を避けて質問させていただきます。

市長が資産経営課へ来てから、エレベーター付近に移動して、その仲介に入ったという証言をいただきました。

その過程で資産経営課長がパワハラにあたりますよと、エレベーター付近で市長に言ったら、パワハラのことに対して、市長が断りのことを一旦述べたというふうに申立書にありますが、その言葉は一般的な謝罪ではなかったと書かれています。

その言葉を聞かれたならば、具体的にはどんな言葉で断りを述べたか覚えていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、聞いておりました。

「市長の発言はパワハラにあたりますよ」ということもカウンターでも言っていて、その流れで「先ほどの発言はパワハラにあたりますよ」と重ねて言った時に「それについては謝罪します」と大きな声で言われておりましたが、本来の一般的な謝罪ではなく、「申しわけございません」とか「すいません」とかそういった言葉は一切ございませんでした。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんいかがですか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

法務統括監に報告をされ、相談をされて、その時にこれは間違いなくパワハラという所見を得たということだったのですけれども、今回の一連の行動の中で、どの部分について間違いなくパワハラというふうに、おっしゃったのかというのは分かりますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、やはり上司であるものが、言葉で言いますとやはり「異動届を書け」ということがまずパワハラにあたるのではないかというようなニュアンスのことはおっしゃられておりました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

市長が社員Cを解雇すべきだという、解雇せよと言ったというのを直接聞いたのは、何度ぐらい、どんなシチュエーションで、繰り返されてきたのかというのは分かりますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、資産経営課長から、市長からそういったことは言われているということは以前から聞かせてはいただいております。別件で市長協議をした後に、出席者の人数が少なくなったときに、その件、契約解除できないかということと、それから、社員Cを辞めさせられないかということをおっしゃられておりました。その時は、やはり民間企業の雇用のお話をしたものが1回と、それから、旧ふれあいプラザの報告をした際に、資産経営課長も同席している中で、そういう発言をされた記憶がございます。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

その社員Cという人がその法人Bにすることで、市と法人Bとの契約関係に影響を与えるような問題になっているというような状況があ

ったわけですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

契約上では特にはございませんでした。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

市長は、この件に関してどういう指示をしていたか、契約解除を急げという指示と社員Cを解雇させよという指示、これをもう両方二つの離れた、別々の指示として指示していたということなのですか。例えば社員Cがいるような会社だから契約を解除するとかというような、関連づけての話だったのかという、その辺はどうでしょう。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

後者の方で、関連づけてでございます。

やはりそういう社員Cを雇っている会社は信用できないというご発言がございました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

資産経営課長に異動届を出してくださいと言ったというのは、どちらの指示に従わなかったからだという、解雇の方なのか契約解除が進まないことについてなのか、その辺はどうでしょう。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

多分どちらに対してもだと思っております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

エレベーターホールでのやりとりの中で、資産経営課長が、市長に言われたこととして「指示に従わないからや」「いい加減なことばかりして」と言っているのですけれども、指示に従わないということに

については進んでいかないということだと思うのですが、いい加減なことばかりしているというのはどういう意味だと思いますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

指示に従わないというのは、契約が進まないというものではなくてですね、やはり契約の解除であったり、それから社員Cを辞めさせることに対しておっしゃっていたと思います。いい加減なことばかりしてというのは何なのか、根拠のないように私の方では考えております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

ということは、当時財務部としてはその契約解除ということについては、必要なことだと思っていたということでもいいのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

いや、契約解除というのは当然考えておりません。違約金は契約の中でお支払いいただくということが前提でございましたので、その契約の中で進んでいけばということで考えておりました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

提出されている書類の中で、令和6年12月6日付の「事業完了期限を検討する条件について」という文書が、当局の方から委員会に提出をされています。この意味合いというのは、どういう意味合いの書類になりますか。

つまり、契約期限を踏み越えてしまったことによって、これが始まっているのですけれども、契約期限を踏み越えても、令和7年1月31日までの間は、その提出書類の準備を待つてそれから考えるという内容の書類なのではないかと思うのですけれども。

つまり市長は、令和7年1月31日までは、もの事が動かないということを知っていたのに急かしていたということなのかとの質問です。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

公文書として契約の延長のお話でございます。最後、延長したとしても当然法的なことについて発出しているのですが、市長それを分かっている早く解除せよということだったと思うのですけれども、文書自体は、ちょっと手元にないです。

委員長（百上真奈君）

暫時休憩します。

（午前 10 時 43 分 休憩）

（午前 10 時 43 分 再開）

委員長（百上真奈君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

改めて森中委員に申し上げます。今回のハラスメント疑い事案についての質問かどうか、明確になるように質問してください。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

はい、分かりました。

市長の指示が業務指示として適切なものなのかどうかということ、この後パワハラが成立するかどうかということがすごく問題になると思うのです。

市長自身が了解して、令和 7 年 1 月 31 日まで契約の解除に関しては判断を先に延長しているのに、それでもこの令和 6 年 12 月末の段階で、早く契約解除せよというようなことをなぜ言っているのかということ。もし言っているとしたら、それは正当ではないということになるので、それを確認したいと思って尋問しています。

委員長（百上真奈君）

改めての質問でよろしいですか。

証人、答えられますか。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、文書を確認させていただきました。

この文書を発出したのですが、その前に市長がそういった発言をされていますので、承知の上で発言されていたと感じております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

この 12 月 26 日のやりとりがあってから、資産経営課長のその職

場での立場とか、同僚との人間関係とか、そんなところに変化は生じましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

その発言があった後というのはやはり、やりとりの中では旧ふれあいプラザの件については、副市長報告とか上席に報告する中でも、やはりぎくしゃくといいですか、やはり気を遣うところはお互いに、私も含めて認識していたところでございます。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さん、質問ありませんでしょうか。

北山委員。

委員（北山太加視君）

お尋ねしたいと思います。

資産経営課長と市長がカウンターのところで、会話を始めたというところですが、市長は激高したような形でカウンターに来たのでしょうか。おそらく穏やかに来て会話が始まってから、大きな声になっていったかと思うのですけれど、4階フロア全体に声が響くようなやりとりになっていたのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

私も見ていたのですけれども、市長はカウンターに来られてですね市長は大きな声で資産経営課長を呼ばれていました。資産経営課長はやはり電話の後ですので、最初の電話のときは声のトーンが低かったのですけれども、カウンターに行ってから、やはり少し大きな声になって、言い合いをしていたという言い方は変ですけれども、やりとりをしていたというふうに感じております。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

資産経営課長は、会話ですから若干声のトーンが上がることもあるかと思うのですけれども、電話の内容について、改めて、落ち着いて市長に対して説明はされていたのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

電話の時よりは少し声は大きかったですけれども、冷静に同様の発言をされておりました。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

それを受けて、市長は「いい加減なことをしているからや」とかそういう話に至ったという解釈でよろしいでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

その通りでございます。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さん、質問ありませんか。

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

今まで、この件に関して市長からの電話があったりとか、カウンターに直接来られたことはありましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

ございませんでした。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

この件に関しては、初めて市長から電話があり、カウンターにいられたということなのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

この旧ふれあいプラザの件については、普通の会話ということはあったかと思いますが、辞めさせろとか契約解除しろという話は初めてでございます。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

その時、資産経営課長の表情というか、どういう状態だったか、部長から見た状態で教えてください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

電話のあった後ですので、やはりその発言に対して怒りを覚えていたところですので、同じような感情であったと思っております。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

周りに他の職員の方もいらっしゃったと思うのですが、発言を聞いていた人は部長が見た中でいらっしゃいましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

市長が来られた時は、財務部次長が電話の報告は聞いていると思うのですが、そのあと、別件で席を外していたというのは覚えていますが。あとは管財課や資産経営課の職員がいたというのは記憶をしております。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

すいません。ちょっと追加をお願いします。

12月26日までの間にもその契約解除をめぐる庁内協議の場があったと思うのですが、そういう場で市長が感情を露にするようなことはありましたか。例えば机を叩くとか、大声を上げるか、何か投げるとか叩きつけるとか、そういうことはありますでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

記憶ではですね、そういったことはなかったというふうには思っております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

12月26日の後、資産経営課長が重ねて異動希望を書けと言われていたようなことはあるようでしたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

すいません、そこら辺は認識してございません。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

令和6年12月26日に、パワハラ疑いのある事件があったということで申立てがあるのですが、それ以前に、市長が民間事業者の従業員に対して解雇を求めることに対して、今、証人の方からお話があったように、何回も重ねてあったような証言だったと思うのですが、12月26日以前に、この民間事業者の従業員と市長との接触があったのか、そういう記憶があるかどうかそれだけ確認させてもらっていいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

社員Cは、多分、令和6年12月議会でも傍聴に来られていたと覚えております。

議員の皆さんとも会議が終わった後、何かしゃべられていたと記憶はございます。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

市長との接触は直接なかったのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

令和6年12月26日付近で、私は直接はいないのですが、市長室に前市長と社員Cが来られたということを聞いたというのはございますが、聞いただけでございます。

委員長（百上真奈君）

他に質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

ないようですので、以上で、地域力創造部長に対する証人尋問を終了いたします。

証人におかれましては、ありがとうございました。

ご退席いただいて結構です。

（証人 退席）

委員長（百上真奈君）

暫時休憩をいたします。

（午前 10 時 53 分 休憩）

（午前 11 時 12 分 再開）

委員長（百上真奈君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて財務部長に証人としてお入りいただきます。

それでは証人お入りください。

（証人 入室）

委員長（百上真奈君）

お座りください。

証人におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

1、証言が証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。

2、公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人が証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただかなくてはなりませんが、証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長（百上真奈君）

証人、宣誓書の朗読をお願いします。

証人（中西財務部長）

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月19日、中西孝治。

(証人 署名・押印)

委員長（百上真奈君）

では、皆さまご着席ください。

では、これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆さまに申し上げます。

前の尋問と同様、委員長から総括尋問を行い、その後各委員から総括質問以外の事項について尋問していただきます。

尋問に当たっては、個人の氏名及び法人の名称の発言には特段ご注意ください。また、尋問時間は、証人一人当たり60分間以内としておりますので、尋問は簡潔・明瞭をお願いします。併せて、不規則発言、議事進行を妨げるような発言のないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、証人への尋問を開始します。

事前に回答書をいただいておりますので、確認をさせていただきます。

氏名、中西孝治。生年月日、昭和 45 年 12 月 17 日、採用年月日・職種、平成 6 年 4 月 1 日・事務職員。令和 6 年 12 月 26 日本件発生当時の所属及び役職、財務部次長。申立人職員 A との職務上の関係、上司。座席の位置関係、申立人の左斜め後方。本件発生時の在席状況、電話応対時は在席、カウンターでの会話時は離席。

申立人職員 A 及び市長との姻戚関係の有無、いずれも無し。

以上のことについて、全て相違ありませんか。

証人（中西財務部長）

はい、相違ございません。

委員長（百上真奈君）

それでは、続けて伺います。

委員長から、総括尋問ということでさせていただきます。

資産経営課長が電話を切った後、どのような話をしましたか。

証人。

証人（中西財務部長）

電話の途中で何度も同じことを申立人が話しておりましたので、今の電話は何だったのかということを私から聞きました。

そうすると、法人 B に雇用されている社員 C について解雇できないのかと、解雇するようにということを何度も言われるのですけれども、それを何度説明してもご理解いただけないのですというようなことを聞きました。

委員長（百上真奈君）

先ほどの質問のところの確認で、午前 8 時 45 分ごろに市長が資産経営課に来たのを目撃しましたかという質問ですけれども、改めて目撃されましたか。

証人。

証人（中西財務部長）

はい、その時は離席しておりまして、目撃しておりません。

委員長（百上真奈君）

市長が大きな声で話をしていたのを見ましたか、聞きましたか。

証人。

証人（中西財務部長）

私が離席しておりまして、そのときに書類を他の部署に持っていった帰りなのですけれども、階段が上がってきたときに、資産経営課長

の大きな声で「うるさいとはどういうことだ」と言っている声が、階段途中から聞こえました。

ですので、市長が大きな声を出しているところは、私は聞いてはおりません。

委員長（百上真奈君）

では、資産経営課長と市長とのやりとりはどのような内容か、答えられるものがありますか。

証人。

証人（中西財務部長）

直接お二人のやりとりをうかがっているということはありませんので、私から証言できることというのはございません。

委員長（百上真奈君）

協議の中の市長指示の内容を確認させていただきたいのですが、旧ふれあいプラザの協議の中で、法人Bが社員Cを雇っていることについて、市長が、会社として信用できないから契約を解除するように資産経営課長に指示しているのを聞いたことがありますか。

証人。

証人（中西財務部長）

直接聞いたということはありません。

資産経営課長がそのように電話でも言われたということは、資産経営課長から聞いています。

委員長（百上真奈君）

同じく市長が、旧ふれあいプラザの件の協議の中で、社員Cを解雇するように法人Bに伝えるよう、資産経営課長に指示しているのを聞いたことがありますか。

証人。

証人（中西財務部長）

そちらも直接うかがっておりません。

委員長（百上真奈君）

資産経営課長が法人Bに社員Cを解雇するように伝えたとの報告がありましたか。

証人。

証人（中西財務部長）

いえ、ございません。

委員長（百上真奈君）

行政が民間企業に対し従業員の解雇を求めることは、正当な業務だ

と思いますか。

証人。

証人（中西財務部長）

それについては、正当とは思えませんので、電話を受けたときの報告の際にも、資産経営課長から「こういうのは駄目ですよ」ということを問われましたので「もちろん駄目です」ということでお伝えしております。

委員長（百上真奈君）

私の方からの質問は以上といたします。

それでは委員の皆さんから、総括尋問以外の尋問をお願いいたします。

福村委員。

委員（福村教親君）

お忙しい中ありがとうございます。

少し聞かせていただきます。

直接の二人のやりとは聞いておられなかったと。階段を上がってきたときに「うるさいとはどうゆうことや」というのを聞いてくれたと。

その様子を見て、部長からは資産経営課長は激高して怒り心頭だというように受け取れましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

資産経営課長も市長も怒った表情といいますか、激高された表情をされていたと記憶しております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

直接のやりとりは聞いていないということで、市長が実際に電話で何を言ったかというのは、すべて資産経営課長からの報告になるわけなのですが、資産経営課長に聞き取りをするように、当時の部長から指示をされたということによろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

電話口の声は私も聞こえておりましたので、民間企業の従業員につ

いて市の方から言うことはできませんよねということを何度か繰り返しておりまして、そういうお話なのだと思いますので、電話が終わった後で、今のはどちらからの電話なのかなということで聞いたという経緯がございます。

カウンターの会話の後、その時には当時の部長が間に入ってお話をされておりまして、私はそこには加わりませんでしたが、席に戻ってから、今の件について聞き取りをするので同席するようにという指示がございましたので、一緒に資産経営課長の話を聞いております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

部長と２人で、資産経営課長に聞き取りをしていただいたと、そういうことですね。

今もありました、直接エレベーター付近での会話を直接は聞いてはいないにもかかわらず、資産経営課長から聞いた、初めの電話のやりとりは自席で聞いていたということです。管理職として次長という立場で、これはただごとではないと、報告をしなければならないし、部長もその場にいたのだけれども、一緒に聞き取りして、副市長なり、法務統括監に報告するべきだという、ご自身が判断されたと理解してよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

おっしゃるような判断は部長の方から、そのような指示がございました。その件については、法務統括監にも相談すべきだし、部長から報告をしておくということでしたので、それが正しい事務というふうに思いました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

当時の部長から言われて部長もそういうふうに理解したということですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

はい、その通りでございます。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

12月26日以前にも、旧ふれあいプラザの契約の解除の案件については、市長と財務部で何度か打ち合わせをされていると思うのですけれども、いつごろから何回ぐらいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

正確な回数はちょっと記憶にはないのですけれども、数回同席しておりまして、その中で契約解除を急げないのかというようなお話が何度かあったことを記憶しております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

申立書に添付の文書の中で、エレベーター付近に移動してからいろいろあって、最後の別れ方として「契約解除は市長からの指示ということですねと当職が確認すると、市長はそうですと答えたため、わかりましたと述べ席に戻った」というのがあって、この契約解除というのを強く指示されて、資産経営課長としては、そういうつもりはないというか、すっきり納得していないように文章的には取れるのですけれども、財務部のスタンスとしてはそういうことはなかったということでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

はい。契約書に則って事務を行っている中で、今の時点でその契約解除を行うのが正しいのかどうかということもございましたので、おっしゃるように、財務部としては予定通りの事務を期限まで待つて、不履行ということでの処理が一番正しいのではないかと、違約金などのことも考えればそうではないかということで、お勧めしたというふうに記憶しております。

ですので、その指示が適切かどうかということについては、納得がいかない中で資産経営課長との会話が、先ほどおっしゃられたような

会話が合ったものというふうに理解しております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

市長もその方針には当然了承していたのですよね。

どうなのでしょう。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

最初に指示を受けたという内容を資産経営課長から聞く限りでは、期限を待たずに、途中でも契約解除ができないのかというようなことを、打診されていたというふうに聞いております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

市長と財務部の間で激しいやりとりになったことは、この12月26日だけですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

事務の関係でご報告にあがったりとか、ご相談に伺った中で、そういった激しい言葉でやりとりしたりという記憶はございません。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんから質問はありますか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

副市長のところに報告に行ったときは、同席されていましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

同席しておりません。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

対応策について、部長から何か聞かれましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

部長が副市長にそういったことがあるという報告をされたということは、部長から伺っております。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

そのとき、副市長がどう言われたか、報告はありましたか。

副市長がどういう言い方をされたか、部長から聞かれましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

そこまでは伺ってはございません。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さん。

北山委員。

委員（北山太加視君）

令和6年12月26日の電話の対応の際は在籍していたと、市長が来課したときは離席していたというお話でした。その電話の対応あるいは市長が来課されたときの報告書が提出をされ決裁をされたと思うのですけれども、その時の状況ですが、緊急の状況にあるとあなたは判断されましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

その時のやりとりについての報告を、決裁ではなく、報告書を頂戴したわけですが、それについては、部長の方から副市長にきちんと申し上げたということを伺いましたので、それ以上、市長は特別職でもいらっしゃいますので、分限懲戒等ということではないというふうに考えましたので、それ以上できないのではないかとということで判断いたしました。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんから質問ありますか。

福村委員。

委員（福村教親君）

すいません。もう一度ここだけ確認させてください。

あなたが資産経営課長に誰からのどういう電話だったのかと問うたときの答えが「市長から法人Bの社員Cを今すぐやめさせろという電話で、できないということを何度も説明するのだが、理解してもらえない。最後にはあなたの処遇を考える、異動希望を書けと言われた。自分は引き続きこの仕事に従事したいので他部署への異動希望を書くつもりはない。正直パワハラだと思う。他の職員もこんなふうに言われているのだろうか」と説明された。」と、これは間違いないですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

はい、資産経営課長はほぼその通りに言っていたというふうに記憶しております。

「自分はメンタル的にも強いので、これで休むようなことはないけれども、他の職員で弱い方が同じように言われているのであれば、自分もそういうことを受けたという証言をするのは、やぶさかではない」というようなことをその時には申ししておりました。

委員長（百上真奈君）

他の委員の方から質問はございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

この12月26日のやりとりがあつてから、資産経営課長が財務部の中で職場での立場とか、同僚の皆さんとの人間関係とか、そういうところに変化が生じたようなことは感じられましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

そのようなことがありましたので、気にはしていたのですが、特に普段と変わることはなく、通常の業務を粛々とこなしているという印象でございました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

財務部の皆さん、仕事に関わっている人たちと市長の関係に変化はあったと思いますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

特に何か変化があったというふうには感じてはおりません。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんご質問ありませんか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

一点だけすいません。

市長の方から異動希望を書いてくださいと言われた。ちょっと重なるかもしれませんが、部下に対して処遇を示唆する発言は、一般的に許容されると考えておられますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

当人も電話口で「それは自分が書くべきことなので、市長に決められるものではないですよ。書くなら自分の意思で書きます」ということを言っていた記憶もございますし、私もそれはあくまで希望の調書ですので、それを他人から強要されるべきものではないというふうに考えております。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

先ほどの話の中で、資産経営課長から、市長から民間企業の従業員の解雇を求める発言があったということなのですけれども、これは適切な職務指示だと考えますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（中西財務部長）

そのようには思いませんので、その時も、やらないとは思いますが、手を出してはいけないし、どうしてもというのであれば、部長から、そのことも改めて市長にできませんということをお願いするようにというお話をいたしました。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

一つ確認なのですが、令和6年12月26日午前8時40分に電話がかかってきてからの一連の事柄になるのですが、12月26

日以前に、市長が民間事業者の従業員とお会いしたという場面には出くわされましたか。

証人（中西財務部長）

出くわしたという記憶はございません。

委員長（百上真奈君）

他に皆さん質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

よろしいですか。

では、ないようですので、以上で財務部長に対する証人尋問を終了いたします。

証人におかれましては、ありがとうございました。

ご退席いただいて結構です。

暫時休憩します。再開は午後1時です。

（午前11時37分 休憩）

（午後1時 再開）

委員長（百上真奈君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて監査委員事務局長に証人としてお入りいただきます。

それでは証人お入りください。

（証人 入室）

委員長（百上真奈君）

お座りください。

証人におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

1、証言が証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。

2、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人が証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただかなくてはなりませんが、証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあった者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長（百上真奈君）

証人、宣誓書の朗読をお願いします。

証人（葛原監査委員事務局長）

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月19日、葛原秀哉。

(証人 署名・押印)

委員長（百上真奈君）

では、皆さまご着席ください。

では、これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆さまに申し上げます。

前の尋問と同様、委員長から総括尋問を行い、その後各委員から総

括質問以外の事項について尋問していただきます。

尋問に当たっては、個人の氏名及び法人の名称の発言には特段ご注意ください。また、尋問時間は、証人一人当たり 60 分間以内としておりますので、尋問は簡潔・明瞭をお願いします。併せて、不規則発言、議事進行を妨げるような発言のないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、証人への尋問を開始します。

事前に回答書をいただいておりますので、確認をさせていただきます。

氏名、葛原秀哉。生年月日、昭和 42 年 3 月 5 日、採用年月日・職種、平成 2 年 4 月 1 日・事務職員。令和 6 年 12 月 26 日本件発生当時の所属及び役職、財務部管財課長。申立人職員 A との職務上の関係、財務部の同僚（当時）、同期入庁（旧上野市）。座席の位置関係、申立人の隣席。本件発生時の在席状況、周辺職員は定かではないが自身は在席。申立人職員 A 及び市長との姻戚関係の有無、両者ともに無し。

以上のことについて、全て相違ありませんか。

証人（葛原監査委員事務局長）

はい、相違ございません。

委員長（百上真奈君）

それでは、続けて伺います。

資産経営課長が電話を切った後、どのような話をしていましたか。

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

電話があったことは存じ上げません。

委員長（百上真奈君）

令和 6 年 12 月 26 日の午前 8 時 45 分頃、市長が資産経営課に来たという時間のことなのですけれども、市長が資産経営課に来たことを目撃されましたか。

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

市長が来たことは目撃しておりません。

委員長（百上真奈君）

市長が大きな声で話をしていたということは、ご存じですか。

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

それも存じ上げません。

委員長（百上真奈君）

同日、12月26日8時45分頃ですけれども、エレベーター付近で、旧ふれあいプラザの契約解除について話をし「いい加減なことばかりして、こちらが指示したことをしないからや」「4年間何もしないで」と、市長が言ったというようなことが申立書に記述があったのですけれども、それについては、聞かれていますか。

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

聞いておりません。

委員長（百上真奈君）

私からの質問は以上とさせていただきます。

それでは、委員の皆さんから質問がございましたらお願いします。

上田委員。

委員（上田宗久君）

当時管財課長ということですからけれども、当日目撃もしていない、聞いてもないということで、当日はお休みだったのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

在席しておりました。勤務しておりました。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

後にこういうことがあったということを聞いたということによろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

後にといいますか、カウンターで資産経営課長が市長と話をされた後に自席の方に戻ったときに、市長から異動希望を出すように言われたというような、そういう意味合いのことを、当人から聞かせてもらった、それだけでございます。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

職場の皆さんの反響はどうでしたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

特に反響があったかどうか、印象には残っておりません。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

福村委員。

委員（福村教親君）

今、市長と資産経営課長との会話は直接は聞いていないということで、職員が戻ったときに異動願いを出せと言われたということを聞かれたということなのですね。

今回、ほぼ聞かれていないし記憶にないという回答書が出ておりますので、ただ1点だけ、市長との会話そのものではなくて、資産経営課長が、あなたに、その当時自席へ戻ったときに、市長からこういう電話があったということを、なるべく真実に近い記憶に基づいていただいて、具体的な言葉で述べていただけますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

市長から電話があったということは、私は存じ上げていなくて、カウンターから戻ったときに、市長からこういう話があったということを聞かされたという記憶がございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

あなたが聞いた言葉を具体的に記憶にある限り正確に証言願えますか、どういう言葉で聞いたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

どこまで正確かどうかわからないのですが、市長から異動希望を出すように言われたというふうに言っていたというふうに記憶してございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

それぐらい簡単な言葉でしたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

はい。その程度の言葉でした。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

あなたがそれを聞いたときに、市長からの発言は通常の人事上の発言と感じられましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

人事上の発言とまでは考えなくて、旧ふれあいプラザに関する契約がうまくいってないんだなあというふうな、業務上のちょっと心配といたしますか、そういう印象を持ったところでございます。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

市長から、異動希望を出しておくように言われたという主旨のことを話していたと記憶していますと回答書に記載されていますが、これを、聞かれたとき、どのように感じましたか。ただごとではないと思いますが、旧ふれあいプラザのことがあり、こういう発言が出ているということに対して、資産経営課長に何か言葉をかけましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

資産経営課長には直接そのときに話し掛けてはいないというふうに記憶しております。私が思ったのは、旧ふれあいプラザの契約に関するところで、業務があまり順調にっていないのだなあという、その点を主に心配したというか、考えた記憶がございます。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

その時、資産経営課長はどんな表情というか、どんな感じでお話をされ

たのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

淡々と語っていたような記憶がございます。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

異動希望を出しておくように言われたということについて、誰かに相談をされましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

私は誰にも相談はしておりません。

私だけに話をしていたというよりは、私の後方に財務部次長もおりますし、その次長の横には部長もおりますし、この３人を対象に話していたのかなというふうに私は受け取っております。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

その時、部長や他の方はどうされていたか分かりますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

特に記憶には残っておりません。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

北山委員。

委員（北山太加視君）

資産経営課長が発言されたことについてですけれども、法人Bの契約解除、それから社員Cの解雇を求めるような話を聞きましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（葛原監査委員事務局長）

そういう具体的な話は聞いておりません。

委員長（百上真奈君）

他にご質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

委員長（百上真奈君）

ないようでございますので、以上で、監査委員事務局長に対する証人尋問を終了いたします。

証人におかれましては、ありがとうございました。

ご退席いただいて結構です。

(証人 退席)

委員長（百上真奈君）

これもちまして本日の尋問を終了いたします。

次に第2項「その他」についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

委員長（百上真奈君）

ないようですので、明日の委員会は、引き続き5名の方への証人尋問を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会します。

ご苦勞様でした。

(午後1時17分 閉会)